

令和7年12月22日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者	舞鶴市議会議員	川口孝文
賛成者	//	上野修身
	//	上羽和幸
	//	高橋秀策
	//	仲井玲子
	//	眞下隆史
	//	山本治兵衛

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出
します。

市議第3号

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

提案理由

国家公務員の給与改定に係る状況に鑑み、本市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので提案する。